

神奈川支部会員学習グループに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会が制定した「会員学習グループに関する規程」(平成12年6月1日施行、以下「本部規程」という)に基づき、神奈川支部(以下、「支部」という)が行う会員学習グループに関する手続について定めるものである。

(申請)

第2条 支部所属会員が本部規程に従って会員学習グループ(以下、「グループ」という)を結成し、支部に申請するときは、所定の「会員学習グループ申請書」(支部様式24-1号)に記載し、加入会員名簿(支部様式24-2号)と共に支部長宛てに提出する。

(審査)

第3条 支部長は「会員学習グループ申請書」が提出されたときは、会員部長に付託して本部規程第2条第1項に定めるところの要件に適合していることを確認し、承認の可否を判断する。

(承認)

第4条 会員部長は承認したグループに対して「会員学習グループ承認書」(支部様式24-3号)を発行し、「会員学習グループ登録管理簿」(支部様式24-4号)に記載する。

(届出内容変更)

第5条 グループが申請書記載事項を変更するときは、代表者は速やかに支部長宛に届け出ることとし、承認要件に抵触する恐れがあるときは審査対象とする。

(報告)

第6条 グループの代表者は、「経理報告書」(支部様式24-5号)に記載して「個人活動報告」(支部様式24-6号)を添付し、加入会員名簿に変更があるときは、最新の名簿を添付して、毎年5月末日までに支部長宛てに報告する。

(ポイント登録)

第7条 支部長は前条の報告に基づき、会員部長に指示して「資格登録・更新制度」におけるポイントを会員ごとに登録する。

(解散)

第8条 グループを解散するときは、代表者が「会員学習グループ解散届」(支部様式24-7号)を支部長宛てに提出する。

なお、2年間活動実績がない場合も解散とみなし、代表者が「会員学習グループ解散届」を支部長宛てに提出する。

(登録抹消)

第9条 支部長は、前条の解散届の提出を受けて会員部長に指示し、「会員学習グループ登

録管理簿」に記載して登録の抹消を行い、運営幹部会に報告する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は会員部長が立案し、運営幹部会にて審議の上、支部長が決定する。

第11条 この規程の字句修正は、総務部長が行う。

付則

この内規は平成20年4月1日から施行する。

平成20年7月17日改正

平成22年4月15日改正

平成23年7月21日改正、平成23年8月1日より施行

平成27年3月19日改正

この規程は平成27年3月19日より「会員学習グループに関する内規」より名称変更する。